

神戸市指定定期検査機関の選定に係る  
申請書類様式集

神戸市消費生活センター計量検査係

## 目 次

- (様式①) 指定申請書（新規申請者用）
- (様式②) 指定更新申請書（2回目以降の申請者用）
- (様式③) 西暦（和暦）の奇数年度の定期検査実施計画
- (様式④) 西暦（和暦）の偶数年度の定期検査実施計画
- (様式⑤) 定期検査の応援体制
- (様式⑥) 個人情報の取り扱い・漏洩時の対処方法
- (様式⑦) 過去に行った定期検査・代検査業務
- (様式⑧) 令和7～9年度（3か年）見積り金額書
- (様式⑨) 令和7年度見積り金額内訳書
- (様式⑩) 令和8年度見積り金額内訳書
- (様式⑪) 令和9年度見積り金額内訳書
- (様式⑫) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

\*初めて指定申請する申請者は様式①を使用し、2回目以降の指定申請者は様式②を使用してください。

\*様式③から⑦の右上の太枠内には何も記入しないでください。

\*記述スペースで記入しきれないときは、A4用紙を用いて追加してください。

(様式①)

指 定 申 請 書

令和 年 月 日

神 戸 市 長 様

住 所  
名 称  
代表者の氏名

計量法第 20 条第 1 項の指定を受けたいので、同法第 26 条の規定により、申請します。

1 指定の区分

2 事業所の名称及び所在地

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とすること。

(様式②)

指 定 更 新 申 請 書

令和 年 月 日

神 戸 市 長 様

住 所  
名 称  
代表者の氏名

計量法第 20 条第 1 項の指定の更新を受けたいので、同法第 28 条の 2 の規定により、申請します。

1 指定の区分

2 事業所の名称及び所在地

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とすること。

(様式③)

③ 西暦（和暦）の奇数年度の定期検査実施計画				
・検査方法（巡回・集合の場合は場所）、時期（月）、はかり等の種別、人数等が分かるように記入してください。 (添付書類3は定期検査以外も含む全体的計画、ここは定期検査の具体的計画)				
時 期	区 域	検査方法	はかり等の種別	検査する側の人数

(様式④)

④ 西暦（和暦）の偶数年度の定期検査実施計画				
・検査方法（巡回・集合の場合は場所）、時期（月）、はかり等の種別、人数等が分かるように記入してください。 (添付書類3は定期検査以外も含む全体的計画、ここは定期検査の具体的計画)				
時 期	区 域	検査方法	はかり等の種別	検査する側の人数

(様式⑤)

⑤ 定期検査の応援体制			
・病気・事故などで巡回検査に回る予定の計量士がいけなくなった場合の応援体制を記入してください。			
動員できる人数		備 考	
内 部 で 応 援	計量士	計量士以外	
外 部 か ら 応 援	計量士	計量士以外	確実に動員できる根拠
そ の 他	計量士	計量士以外	確実に動員できる根拠

(様式⑥)

⑥ 個人情報物の取り扱い・漏洩時の対処方法	
・想定される個人情報物とそれらの管理方法を記入してください。 ・個人情報物が漏洩した場合の具体的な対処方法を記入してください。	
想定される個人情報物及びそれらの管理方法	
個人情報物が漏洩した場合の具体的な対処方法	



(様式⑦)

⑦ 過去に行った定期検査・代検査業務				
・(定期検査) 実施した年度、はかり等の種類・個数、場所(集合検査の場合)、検査方法(巡回・集合等)等を記入してください。 ・(代検査) 定期検査と同様に記入してください。				
定期 検査 業務	年 度	検査方法	場 所	はかり等の種類・個数
代 検査 業務	年 度	検査方法	場 所	はかり等の種類・個数

(様式⑧)

⑧ 令和7～9年度（3か年）の見積り金額

（別紙）「神戸市特定計量器定期検査業務の基準」による定期検査業務を行うとすれば、どれくらいの金額が必要になるか見積りしてください。

(単位：円)

令和7年度

本体	消費税	小計
----	-----	----

令和8年度

本体	消費税	小計
----	-----	----

令和9年度

本体	消費税	小計
----	-----	----

総合計

神戸市指定定期検査機関の定期検査業務について、上記のとおり見積もりします。

なお、内訳は、別紙の様式⑨から⑪のとおりです。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者の氏名

\*金額、年月日、住所、名称、代表者の氏名を記入してください。

(様式⑨)

⑨ 令和7年度見積り金額内訳書		
項目	金額(円)	積算根拠
人件費		
給与、報酬、賃金、謝金など 【あれば応援依頼費】		
通勤手当		
法定福利費		
福利厚生費		
物件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
役務費		保守料、電話料金、通信運搬費、保険料など
使用料及び賃借料		不動産及び動産の賃借料、物品等の使用料、システム等利用料、高速等有料道路通行料、駐車場使用料、自動車借上料など
公課費		
事務管理費		
一般管理費		
小計…①		人件費+物件費+事務管理費
消費税10%…②		①×10%
小計…③		①+②
大型計量車及び大型分銅運搬車借上費(税込)④		
合計		③+④

記入済の項目は、必ず金額を計上してください。

(様式⑩)

⑩ 令和8年度見積り金額内訳書		
項 目	金 額 (円)	積 算 根 拠
人件費		
給与、報酬、賃金、謝金など 【あれば応援依頼費】		
通勤手当		
法定福利費		
福利厚生費		
物件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
役務費		保守料、電話料金、通信運搬費、保険料など
使用料及び賃借料		不動産及び動産の賃借料、物品等の使用料、システム等利用料、高速等有料道路通行料、駐車場使用料、自動車借上料など
公課費		
事務管理費		
一般管理費		
小 計…①		人件費＋物件費＋事務管理費
消費税 10%…②		①×10%
小 計…③		①＋②
大型計量車及び大型分銅運搬車借上費 (税込) ④		
合 計		③＋④

記入済の項目は、必ず金額を計上してください。

(様式①)

① 令和9年度見積り金額内訳書		
項目	金額(円)	積算根拠
人件費		
給与、報酬、賃金、謝金など 【あれば応援依頼費】		
通勤手当		
法定福利費		
福利厚生費		
物件費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕費		
役務費		保守料、電話料金、通信運搬費、保険料など
使用料及び賃借料		不動産及び動産の賃借料、物品等の使用料、システム等利用料、高速等有料道路通行料、駐車場使用料、自動車借上料など
公課費		
事務管理費		
一般管理費		
小計…①		人件費+物件費+事務管理費
消費税10%…②		①×10%
小計…③		①+②
大型計量車及び大型分銅運搬車借上費(税込)④		
合計		③+④

記入済の項目は、必ず金額を計上してください。

(様式⑫)

## 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

令和 年 月 日

神戸市長 様

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

私は、神戸市が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）に基づき、貴市が行うすべての契約等から暴力団等を排除していることを認識したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や違約金・損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

### 記

#### 1 暴力団等の排除に関すること

- (1) 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しません。
- (2) 必要に応じて暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。

#### 2 参考

○神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（抜粋）

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあつては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- (2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあつては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
- (3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。
  - ア 前条第1項各号に掲げる者
  - イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあつては、当該法人等の役員
  - ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であつて、相当の責任の地位にある者
- (5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。